

宅地建物取引士証

氏名 梶尾 龍汰

(平成12年5月7日生)

住所 鳥取県鳥取市若葉台南2丁目
15-3

登録番号 (鳥取) 第002755号

登録年月日 令和5年5月9日

令和10年5月16日まで有効

鳥取県知事 平井伸治



交付年月日 令和5年5月17日

発行番号 第233100077号

備考 令和5年8月17日 大阪府大阪市淀川区西中島

1丁目14番4-308号 東部建築住宅事務所

令和6年11月6日 大阪府大阪市中央区南久宝寺町

1丁目7番8-507号

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。